

別表第1 LED化承認基準

(共通)		
照度	既設蛍光灯照明器具と同等以上の照度を有すること。	
定格寿命	40,000 時間以上とする。	
水銀灯	屋外の既設水銀灯器具(100W)を交換する場合は、LED器具への取替とし、既設器具の配光を考慮して、設置すること。	
(直管形LEDランプを使用する場合)		
ランプ	質量	500g 以下とする。
	口金	G13 又は GX16t 5 とする。
	仕様	既設蛍光灯用照明器具の仕様に適合すること(G13のみ)。
	寸法	既設蛍光灯用照明器具の寸法に適合すること。
	材質	直管形LEDランプ本体は、破砕されたときには飛散するおそれのないものであること。また、点灯時LED素子が目立たないようなものとする。
	保証(推奨)	メーカー保証期間は3年間以上とする。
器具	既設蛍光灯用照明器具使用	ソケット、電線、電源ターミナル(端子台)等に変色、硬化、ひび割れ、芯線露出などないこと。
		安定器は、回路から取り外すこと。
	器具取替	建設後10年以上経過していること。 LEDランプ専用器具であること。 電気用品安全法(PSE法)の基準に適合していること。
落下防止対策	G13口金の直管形LEDランプについては、落下を防止する有効な措置を行うこと。 また、既設器具を再使用する場合は、住宅管理センターからソケットの交換を指示されたときは、申請者負担にてソケットの交換を実施すること。	
(一体型LED照明器具を使用する場合)		
器具	電気用品安全法(PSE法)の基準に適合していること。	
(LEDランプ(直管形は除く)を使用する場合)		
ランプ・器具	電気用品安全法(PSE法)の基準に適合していること。	

別表第2 LED化維持管理基準

更新等	申請をおこなった自治会等は、工事完了日から原則として11年を経過する日までに、LED化を行った全ての照明器具のLED化の更新又は原状回復を行うこと。ただし、工事完了日から10年を経過する日までに、経年劣化によりその照度が不足し、その市営住宅等を管轄する住宅管理センターから改善を求められた場合は、その求めに応じ、LED化を行った全ての照明器具のLED化の更新又は、原状回復を行うこと。
維持管理	既設器具を利用した場合は、年1回以上、自治会等による目視点検を行うこと。照明器具単体での点灯不良については、まず申請者の責任において故障等の調査を行い、負担区分に応じた処理を行うこと。(本市の負担区分の範囲が原因であった場合においても、この調査に要した費用は、申請者負担とする。)